

下水道接続工事に補助金を支給します

受付期間
5月1日(月)～
12月28日(木)

敷地内の排水設備工事（浄化槽などから下水道への切替工事）に補助金を助成します。きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、早めの接続をお願いします。

助成内容 ※新築建物の工事は除きます。

建物の種類	合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物
補助額	工事費が5万円以上の場合、 5万円	工事費が10万円以上の場合、 10万円
	工事費が5万円未満の場合、 掛かった金額	工事費が10万円未満の場合、 掛かった金額

補助対象は、下水道が使用できる区域で、下水道への接続が可能になった日以降に申請された補助要綱の条件に合うものです。詳細は、西原町ホームページ（トップページ→暮らし・手続き→上下水道→下水道接続工事の補助金）がスタートしました）をご確認いただくか、上下水道課へお問い合わせください。

【注意】 工事の途中または完了後の申請はできません。

必ず、工事着手前に補助金交付決定通知書を確認してください！

予算がなくなり次第終了となります。

【お問い合わせ】建設部 上下水道課 下水道施設係 ☎098-945-4934

「浄化槽設置整備補助金」がスタートします。

現在ご家庭で「くみ取り式便所」や、尿のみを浄化する「単独処理浄化槽」を利用されているみなさん、家庭内から出る生活排水を浄化処理できる「合併処理浄化槽」へ切り替えて、環境浄化に貢献しませんか？

合併処理浄化槽への切り替えについて、下記の条件を満たす方は補助を受けることができます。

詳しい内容については、建設部上下水道課下水道施設係までお問い合わせください。

..... 浄化槽設置整備補助金

【対象者】

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切り替えようとする方で、次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者
- ② 古い浄化槽の撤去及び新しい浄化槽の設置工事のみを行う者（建築確認申請を伴う増改築を行う方は対象外となります）
- ③ 7年以内に下水道整備が見込まれない地域に居住する者

【補助額】

5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円

【お問い合わせ】西原町役場 建設部上下水道課 下水道施設係 ☎098-945-4934

軽自動車税（種別割）の減免について

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限ります。

【手続きに必要なもの】

- ・減免申請書 ・納税通知書 ・印鑑
 - ・身体障害者手帳等の写し
 - ・運転者の運転免許証の写し ・車検証の写し
 - ・納税義務者本人のマイナンバーカードまたは「通知カード+顔写真付き身分証明書」のいずれか
- ※本人確認ができない場合、減免が受けられません。
※法人が申請する場合は、車両構造の確認できる写真等、運行日誌等の添付が必要になります。

【減免申請期限】

※ 令和5年5月31日(水)

【お問い合わせ】総務部税務課 町民税係 945-4729

国民年金保険料の免除・猶予をお忘れなく！

【受付・問合せ】町民課 住民年金係 ☎098-945-5012・浦添年金事務所 国民年金課 ☎098-877-0343

出産前後の国民年金保険料免除

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（双子などの場合は3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産も含みます)

対象者

国民年金の第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

※任意加入の方は対象になりません。

添付書類

出産前に届出を提出する場合 → 母子手帳など

※出産予定日の6か月前から届出ができます。

出産後に届出を提出する場合 → 出生届を役場へ提出済みの場合は不要

国民年金の保険料の納付が困難な学生のみなさんへ

学生納付特例制度は、学生同士の保険料を猶予し社会人になってから納める制度です。

申請には、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安 128万円 + {扶養親族数 × 38万円}

対象者 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、専門学校など各種学校に通っている20歳以上の学生(修業年数が1年以上の課程に在籍している方に限る)

必要なもの 学生証または在学証明書

※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書・印鑑(認印可)が必要になります(同一世帯でない場合は委任状が必要)

学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、年金額の計算には反映されません。10年以内であれば猶予を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

令和5年度ヘルスマイトの養成講座を開催します！



★ヘルスマイトとは？

「食」について勉強し、健康づくりのボランティアとして公民館や幼稚園で食育の大切さを伝える活動をしています。食生活改善推進員（食改）とも呼ばれています。ヘルスマイトになるには、西原町が開催する「食生活改善推進員養成講座」で食生活改善や健康づくりに関する講習を受講する必要があります。

★養成講座では何をします？

健康や食に関する講話だけでなく、運動や調理実習なども行います。全10回の講座を通して、ヘルスマイトになるための基礎知識を習得します。



男性のご応募もお待ちしております！

元気と愛情にあふれる仲間がたくさんいます！



- 【募集対象者】** ・町内在住者で、食生活や地域の健康づくり活動に関心のある方
・地域で「食生活改善推進員」としてボランティア活動のできる方
- 【受講期間】** 令和5年7月7日(金)～令和5年11月10日(金)
(全10回、午前10～午後2時 または 午後2時～4時)
- 【申込期限】** 令和5年6月16日(金)
- 【申込み先】** 西原町役場 健康保険課 保健予防係 ☎098-911-9163
※電話、または健康保険課窓口まで直接お越しください。

65歳以上の方へ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成のお知らせ

これまでに高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがなく、以下の対象者に該当し、ご自身で接種を希望し指定医療機関で接種する場合、費用の一部を町が負担します。

対象者の方には個別通知 または ご案内を送付します。 ※予防接種には、西原町が発行した予診票が必要です。
●新型コロナウイルスワクチン予防接種を受けている（もしくは希望している）方は、前後2週間以上あけてから高齢者肺炎球菌予防接種を受けてください。

■対象者(下記に該当し、今までに肺炎球菌ワクチンの接種(自費含む)を受けたことのない方が対象です)

- ① 65歳になる方(昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方)
- ② 70歳以上になる方(昭和29年4月1日以前に生まれた方)
- ③ 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方(身体障害者手帳1級程度の方。)

■自己負担額 4,000円(費用の一部を町が負担した際の自己負担額です)

※生活保護受給中の方は自己負担額免除のため被保護証明書を提示してください。

■実施医療機関：町指定医療機関*1(下記へのお問い合わせやホームページで確認できます。)

※西原町発行の予診票が必要(高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種)

お持ちでない方は健康保険課までお問い合わせください。

■接種期限：令和6年3月31日まで

接種は義務ではありませんが、対象者が接種を希望し指定医療機関で接種した場合、費用の一部を町が負担します。肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

【お問い合わせ】福祉部 健康保険課 ☎911-9163



《西原町給水工事指定店》

**台所・浴室・トイレ
水廻りのリフォーム**

水道管取替え工事

お見積り無料!!

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2
TEL.882-9155

☎0120-882-916

お気軽に
お電話下さい。